

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料 (そ の 2)

令 和 5 年 9 月 定 例 会

池 田 市

目 次

議案第 7 6 号 池田市国民健康保険条例の一部改正について	1
説 明	6
参 考	7

議案第 7 6 号

池田市国民健康保険条例の一部改正について

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

国民健康保険法の一部改正により創設された出産被保険者の保険料の減額について定めるほか、引用条項を改める等所要の規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

池田市国民健康保険条例（昭和３５年池田市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１０条の３中「及び第１７条の４」を「、第１７条の４及び第１７条の５」に改め、同条第２号エ中「及び第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項」に、「繰入金及び」を「繰入金並びに」に改める。

第１２条第１項中「附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項又は第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

第１３条の５の２中「及び第１７条の４」を「、第１７条の４及び第１７条の５」に改め、同条第２号イ中「及び第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項」に改める。

第１３条の６中「第１７条の２」の次に「及び第１７条の５」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の３第１項」を加える。

第１７条の２第１項第１号中「附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項又は第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

第１７条の３第２項を削る。

第１７条の４の次に次の３条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第１７条の５ 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第２９条の７第

5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合(第4項の規定の適用を受ける場合を除く。)における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額)とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3か月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額する

ものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第17条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。

6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。

（特例対象被保険者等に関する届出）

第17条の6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、当該特例対象被

保険者等について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

（出産被保険者に関する届出）

第 17 条の 7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、当該出産被保険者について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を当該届出によらないで市長が確認することができるときは、これを省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条の 3 第 2 項を削る改正規定及び第 17 条の 4 の次に 3 条を加える改正規定（第 17 条の 6 に係る部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の池田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 17 条の 7 の規定による届出の受付は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても同条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第 17 条の 5 の規定は、出産被保険者（同条第 1 項に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）の産前産後期間（同項第 1 号に規定する産前産後期間をいう。以下同じ。）に施行日以後の期間が含まれる場合について適用し、出産被保険者の産前産後期間に施行日以後の期間が含まれない場合については、なお従前の例による。
- 4 前項の場合において、出産被保険者の産前産後期間に施行日前の期間が含まれるときの新条例第 17 条の 5 の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 4 項第 1 号及び第 2 号中「月数」とあるのは、「月（令和 6 年 1 月以後の月に限る。）の数」とする。

池田市国民健康保険条例の一部改正について

- 1 出産被保険者（出産する予定の被保険者又は出産した被保険者をいう。以下同じ。）の保険料の減額について定め、これに伴う所要の規定の整理を行うとともに、出産被保険者に関する届出について定めるものであること。また、特例対象被保険者等（非自発的な失業をした一定の要件を満たす被保険者等をいう。以下同じ。）に関する届出に係る規定の整備を行うものであること。

（第 10 条の 3、第 13 条の 5 の 2、第 13 条の 6 及び第 17 条の 3
の改正関係並びに第 17 条の 4 の次に 3 条を加える改正関係）

- 2 引用条項を改めるものであること。

（第 12 条及び第 17 条の 2 の改正関係）

- 3 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行するものであること。また、準備行為に係る規定及び所要の経過措置を設けるものであること。ただし、当該準備行為に係る規定及び 1 のうち特例対象被保険者等の届出に係る規定の整備を行う部分については、公布の日から施行するものであること。

（改正条例附則関係）

議案第76号 参 考

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第10条の2 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の総額） 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2及び第17条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) （略） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ （略） エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るもの	第1条～第10条の2 （略） （一般被保険者に係る基礎賦課額の総額） 第10条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第17条の2、<u>第17条の4及び第17条の5</u>の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) （略） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア～ウ （略） エ アからウまでに掲げるもののほか、国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給

改 正 前	改 正 後
適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条の2において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方	用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条の2において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第3

改 正 前	改 正 後
税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 2 （略） 第13条～第13条の5 （略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額） 第13条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の2及び第17条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) （略） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア （略） イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。）の額	14条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。 2 （略） 第13条～第13条の5 （略） （一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の総額） 第13条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第17条の2、<u>第17条の4</u>及び第17条の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額は第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) （略） (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア （略） イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項</u>及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

改 正 前	改 正 後
第13条の5の3～第13条の5の10 (略) (介護納付金賦課額の総額) 第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。次条及び第13条の10において同じ。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第13条の7～第17条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条	第13条の5の3～第13条の5の10 (略) (介護納付金賦課額の総額) 第13条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第17条の2及び第17条の5の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。次条及び第13条の10において同じ。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。 (1) (略) (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 ア (略) イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額 第13条の7～第17条 (略) (低所得者の保険料の減額) 第17条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第13条

改 正 前	改 正 後
の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額) とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定	の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額) とする。 (1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の

改 正 前	改 正 後
の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の	適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者

改 正 前	改 正 後
者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (2)・(3) (略) 2～5 (略) (特例対象被保険者等の特例) 第17条の3 (略) <u>2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示するとともに、市長が定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u> 第17条の4 (略)	にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ (略) (2)・(3) (略) 2～5 (略) (特例対象被保険者等の特例) 第17条の3 (略) 第17条の4 (略)

改 正 前	改 正 後
	<u>(出産被保険者の保険料の減額)</u> <u>第17条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第4項の規定の適用を受ける場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</u> <u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3か月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の5の3又は第13条の5の6」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の5の10」と読み替えるものとする。</u> <u>3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第13条の2」とあるのは「第13条の7」と、「第13条の5」とあるのは「第13条の10」と読み替えるものとする。</u> <u>4 当該年度において、第17条の2に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第13条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第13条の5の規定により基礎賦課額の限度として定める額を超える場合には、当該基礎賦課額の限度として定める額）とする。</u> <u>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 17 条の 2 第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 11 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 5 の 3 又は第 13 条の 5 の 6」と、「第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 5 の 10」と読み替えるものとする。</u> <u>6 第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 11 条又は第 13 条の 2」とあるのは「第 13 条の 7」と、「第 13 条の 5」とあるのは「第 13 条の 10」と読み替えるものとする。</u> <u>(特例対象被保険者等に関する届出)</u> <u>第 17 条の 6 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、当該特例対象被保険者等について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</u> <u>(出産被保険者に関する届出)</u>

改 正 前	改 正 後
第 1 8 条～第 3 1 条 （略）	<u>第 1 7 条の 7 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、当該出産被保険者について規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。ただし、当該届出により明らかにすべき事項を当該届出によらないで市長が確認することができるときは、これを省略させることができる。</u> 第 1 8 条～第 3 1 条 （略）